

## 浜松市特定教育・保育施設等指導監査実施要領

(趣旨)

第1条 特定教育・保育施設等に対する指導の実施については、浜松市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(指導監査年間計画)

第2条 次世代育成課長は、毎年度様式1により指導監査年間計画を作成する。

(指導監査方法等)

第3条 原則として、実施日の概ね1か月前までに対象となる施設・事業者等に対し、要綱第10条に基づき、文書(様式2)で通知し、当該施設・事業者等から指導監査の概ね2週間前までに指導資料の提出を求めるものとする。なお、必要に応じ、指導通知の発出日及び指導資料の提出期限は任意に設定することができるものとする。

2 特定教育・保育施設のうち、保育所について、社会福祉法第20条及び児童福祉法第46条に基づき健康福祉部福祉総務課が実施する指導監査と併せて実施する場合は、浜松市社会福祉法人等指導監査要綱第10条に基づく通知と併せて通知することができる。

(指導監査終了後の復命)

第4条 要綱第13条の復命書の作成は、様式3により行うものとする。

(指導監査結果の通知等)

第5条 要綱第14条に基づく指導監査結果は、様式4により通知するものとし、期限を定めて次のとおり是正改善(計画)報告書の提出を求める。

(1) 改善指導事項の是正改善をした場合は、別紙様式5により、結果通知到達後1か月以内に報告書の提出を求める。

(2) 助言指導事項の是正改善をした場合は別紙様式5により、結果通知到達後1か月以内に報告書の提出を求める。

(3) 別紙様式5の報告については、是正又は改善が確認できる証拠書類等を添付させるものとする。

ただし、助言指導事項の改善確認において必要としない場合はこの限りではない。

2 報告書の内容で是正改善されたことが判明できない場合又は是正改善時期が極端に遅れる場合は事情説明を求め、是正改善を指導する。

3 特定教育・保育施設のうち、保育所について、社会福祉法第20条及び児童福祉法第46条に基づき健康福祉部福祉総務課が実施する指導監査と併せて実施した場合は、「指導監査結果に伴い改善指摘をする方法の基準及び改善指導、助言指導事項の是正改善状況の確認について」に定める様式で通知するものとする。

(指導監査の指摘に伴う返還措置)

第6条 特定教育・保育施設等に対する指導監査において、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により施設型給付費及び地域型保育給付費

等（以下「給付費」という。）の算定及び請求に関し、不当な事実を確認したときは、当該施設等に対し、指摘した事項に係る自主点検の指示を行う。

この場合、指摘した事項について、全利用者に係る給付費等明細書等（以下「明細書等関係書類」という。）を対象に、原則として事業開始日からの状況を自主点検させ、その結果を次世代育成課に報告させるものとし、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行う。

- 2 前項により、返還すべき内容が確認されたときは、次世代育成課は幼児教育・保育課に対し、当該施設等の名称、返還金額等必要な事項を通知する。
- 3 幼児教育・保育課は、次世代育成課からの通知に基づき、当該施設等に対し、返還すべき給付費等の自主返還を指導する。
- 4 当該施設等は、不当請求分に係る自主返還が完了したときは、次世代育成課に、返還の内容及び返還金額等について報告する。
- 5 自主点検の結果の報告が期限までになされない場合、又は自主返還の指導後概ね2か月が経過しても自主返還の手続きがなされない場合には、必要に応じ、当該施設等に対し監査を実施する。

（指導監査結果の活用）

第7条 次世代育成課長は、必要に応じ、指導結果の通知及び改善報告書の内容について、関係課等の長へ情報提供する。

（関係課等との連携）

第8条 次世代育成課は、指導監査の円滑な実施を図るため、常に関係課等との連携を密にするものとする。

- 2 次世代育成課は、要綱第4条に定める指導監査実施方針等の策定並びに指導監査の実施及び結果の処理に当たり、関係課等と十分な連携を図るものとする。

（県、他市町の連携）

第9条 施設等への指導に当たっては、必要に応じて、県及び他市町の指導監査担当課と十分な連携を図るものとする。

附 則

この要領は、平成27年10月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

様式1（第2条関係）

年度 特定教育・保育施設等指導監査年間計画

月	区分		対象施設・事業者名	個所数
	根拠法	施設体系		
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				
合計				

様式 2 (第 3 条関係)

第 号  
年 月 日

認定こども園

特定教育・保育施設

小規模保育型事業

事業所内保育事業

特定地域型保育事業 管理者・施設長 様

浜松市長 印

認定こども園、特定教育・保育施設、家庭的保育事業等、特定地域型保育事業  
指導監査の実施について（通知）

このことについて、貴施設・事業について、下記のとおり立入調査を実施しますので、  
通知します。

記

- 1 対象事業所・施設 (事業所・施設名)
- 2 実施年月日 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分まで
- 3 実施場所
- 4 立入根拠法 (認定こども園法第 19 条、児童福祉法第 34 条の 17、子ども・子育て  
支援法第 14 条第 1 項、第 38 条、第 50 条、第 56 条)
- 5 指導担当職員 (所属 職名 氏名)
- 6 事前提出資料  
(1) 提出資料 指導監査資料  
(2) 提出期限 年 月 日  
(3) 提出部数 部  
(4) 提出先 浜松市こども家庭部次世代育成課
- 7 当日準備資料
- 8 その他

担当  
電話

様式3（第4条関係）

年度 指導監査復命書

施設・事業者名			事業の種類	
所在地			立入 根拠法	
実施年月日				
指導担当職員	職名	氏名	職名	氏名
施設・事業者側 対応者				
現況				
区分	指導事項			
改善指導事項				
助言指導事項				
現場指導事項				
前回指導事項の 改善状況				

様式4（第5条関係）

第 号  
年 月 日

（事業者・施設名） 様

浜松市長 印

年度（認定こども園、特定教育・保育施設、家庭的保育事業等、特定地域型保育事業）指導監査実施結果について（通知）

年 月 日に実施した指導監査の結果について、下記のとおり通知します。  
改善指摘事項は、法令（準拠すべき法令、通知等）に抵触している事項です。是正・改善の具体的計画を策定の上、別紙様式5により 年 月 日（本通知施行の日から1か月後程度）までに報告してください。

なお、助言指導事項は、施設及び事業の適正な運営・利用者の適正な処遇等を確保する上から是正又は改善が必要な事項です。速やかに改善し、別紙様式5により報告してください。

記

1 改善指導事項

2 助言指導事項

担当：

電話：

様式5（第5条関係）

第 号  
年 月 日

あて先 浜松市長

事業者・施設名  
代表者職氏名 印

年度（認定こども園、特定教育・保育施設、家庭的保育事業等、特定地域型保育事業）指導監査結果に係る是正又は改善の報告について

年 月 日付け 第 号により通知のあったことについて、下記のとおり報告します。

記

1 改善指導・助言指導の区別及び是正又は改善を要する事項	2 是正又は改善の具体的内容	3 是正又は改善実施日
		年 月 日

改善指導事項については改善状況のわかる書類を添付のこと。